


所管部課	総務部 総務管財課	部長	広 沢 光 政		
件 名	東大和市庁舎宿日直業務服務規程の一部を改正する訓令について				
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関 係 事 項	条例 規則				
	部課 機関	職員課			
1. 要 旨					
<p>平成29年7月1日付の人事異動に伴い、宿日直業務員については新しい体制をとることとなった。</p> <p>新体制では、技能・労務系職員については平日日中にも業務を行うようにするため、標記規程を一部改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>①第2条を「削除」に改める。</p> <p>②第3条に第2項を加え、第1項の規定により難いと任命権者が認める場合は、宿日直の時間を別に定めることができるようにする。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成29年7月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>技能・労務系職員の宿日直業務員が平日の日中に業務を行うことができるようになる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>文書課において審査済み。</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。